

「維持管理業務委託」としての契約となります。

□ 契約書作成、添付書類

- ・契約書には約款、金抜設計書、施工条件の明示及び特記仕様書（設計図書に含まれている場合）を袋とじにしてください。
- ・請負金額250万円未満：請書可、金抜設計書、施工条件の明示及び特記仕様書（設計図書に含まれている場合）を袋とじにしてください。
- ・記載する委託業務、委託箇所等は指名通知書・入札公告に記載のとおり記入してください。

□ 契約書類等様式

令和7年12月12日以降の契約から、契約書等の様式が変更となります。

（基準通知システム 令和7年12月12日付「技術基準（維持管理業務委託に係る契約書等の一部改定）」について（通知））

契約書、約款は添付のものまたは基準通知システムよりダウンロードしたものを利用してください。（その他の様式は建設工事用の様式を使用）

□ 前払金の請求について

前払金の請求は、業務委託料の10分の4以内の金額を請求することが出来ます。

（令和元年7月16日 維持管理業務委託契約約款の改正による）

契約書作成の手引

1 維持管理業務委託契約書

1 契約保証金

- ア 入札説明書又は指名通知書に「免除」とある場合は、(免除)を選択するとともに、「金 円」を全部削除又は見え消し削除します。
- イ 現金の納付又は有価証券(国債及び地方債)の提供、金融機関又は保証事業会社の保証を選択したときは(免除)を全部削除又は見え消し削除するとともに、当該金額を記載します。
- ウ 公共工事履行保証証券による保証を選択したときは免除(履行ボンド)と記載するとともに、「金 円」を全部削除します。
- エ 履行保証保険契約を選択したときは免除(履行保証保険)と記載するとともに、「金 円」を全部削除します。

6 解体工事に要する費用等

- ア 建設リサイクル法の対象工事である場合は「別紙のとおり。」と記載するとともに、(1)から(4)までの内容を記載した別紙を建設工事請負契約約款の末尾に綴じ込みます。
- イ 建設リサイクル法の対象工事でない場合は、「対象外工事」と記載します。

（参考）<https://www.pref.gunma.jp/page/10891.html>

7 建設発生土の搬出先等

- ア この工事に伴い、工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり」記載します。
なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければなりません。
- イ 建設発生土の対象工事でない場合は、「対象外工事」と記載します。

2 維持管理業務委託契約約款

第3条の2(適正な労務費の確保等)関係

(B)を全部削除又は見え消し削除します。((A)又は(B)の選択は、発注者の指示によりますが、県土整備部は原則として(A)です。)

第4条(契約の保証)関係

ア 入札公告又は指名通知書により契約保証金の納付を「免除」とされた場合は、本条を全部削除又は見え消し削除します。

第7条の2(下請人の社会保険等加入義務等)関係

(B)を全部削除又は見え消し削除します。((A)または(B)の選択は発注者の指示によりますが、県土整備部は(A)です。)

第10条(現場代理人及び主任技術者等)関係

- ア 請負金額が4,500万円未満の場合は、下請の有無にかかわらず(A)主任技術者とし、(B)(C)を全部削除又は見え消し削除します。
- イ 下請金額の合計が5,000万円以上の場合は、(A)(C)を全部削除又は見え消し削除し、(B)監理技術者とします。(監理技術者が非専任の場合は(C)監理技術者補佐を残してください。)

第37条(部分払)関係

- ア 請負金額が50万円以上の工事にあっては、中間前金払と部分払を併用することもできます。
- イ 中間前払金及び部分払金の請求を予定しない場合でも、本条を削除する必要はありません。
- ウ 部分払を請求できる回数は別表のとおりとし、「工期中○回」に記載します。
- エ 中間前払金の請求を予定する場合は、「工期中○回」を1回減じます。
- オ 契約書の作成にあたっては、エにかかわらず、表の数字を「工期中○回」に記載してください。
- カ 債務負担工事の場合は、年度ごとの部分払を請求できる回数の合計を記載します。

部分払い回数一覧表		
請負金額	前金払を受けない場合	前金払を受ける場合
150万円以下	支払わない	支払わない
150万円を超え500万円以下	2回以内	1回
500万円を超え1000万円以下	3回以内	2回以内
1000万円を超えるもの	4回以内	3回以内

キ その他詳細については、「県発注工事に係る中間前金払に関する取扱い」を参照してください。

第39条～第41条(債務負担行為に係る契約の特則)関係

- ア 0県債に係る契約は様式の第39条～第41条は全文削除し、0県債用の第39条を追加します。(詳細は対象案件にのみ添付されている文書を参照。)
- イ 指定の無い場合は第39条～第41条は全文削除します。

3 契約を締結するときの提出書類

(1) 課税事業者届又は免税事業者届

契約を締結するときに提出します。

(2) 契約保証金提出書及び契約保証金納付済通知書、国債又は地方債、金融機関又は保証事業会社の保証書、履行保証保険証券及び履行保証証券(履行ボンド)

入札公告又は指名通知書により契約保証金の納付を「免除」とされた場合を除き、いずれかを契約を締結するときに提出します。

(3) 現場代理人等通知書(様式-1)

ア 技術者の経歴書(様式 1-(2))、資格者証の写し及び雇用関係・社会保険の加入状況を証明する書類の写しを添付します。

イ 監理技術者を配置する場合にあっては、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し(平成 16 年 2 月 29 日以降に監理技術者資格者証を交付された者に限る。)を添付します。

ウ ア又はイの書類は、契約を締結するときに提出します。

<http://www.pref.gunma.jp/06/h0910010.html>

(4) 工程表(様式-3(1))及び業務委託料内訳書(様式-2)

ア いずれも契約締結後 10 日以内に契約書と同数を提出します。

業務委託料内訳書(様式-2)については、欄外括弧内の材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金について記載してください。

(5) 建設業退職金共済掛金収納書

請負金額が 1,000 万円以上の場合にあっては、現地における工事着手までに提出します。

(6) 施工状況報告書

全ての工事において、現地における工事着手(原則着工から 1 ヶ月以内)までに提出します。工事名の下に路線河川名、施工箇所の記載をお願いします。

(7) 施工体制台帳(様式第3号)の写し、及び施工体系図(様式第4号)の写し

再下請契約を締結した際は、再下請通知書の写しを提出してください。

提出済みのものに変更が生じた際は、下請施工状況変更届を提出してください。(群馬県建設工事適正化指導要綱(入札等に係る要項要領等 - 入札 / 公売 / 公募 - 群馬県ホームページ(契約検査課)(pref.gunma.jp))参照)

様式が改正されています(令和 6 年 10 月 1 日)。必ず新しい様式をダウンロードして利用してください。

(8) 契約担当者届出書

ぐんま電子納品システムの利用対象となる案件(800 万円以上)について契約時に提出します。様式(<https://moon.calsasp.jp/portal/gunma/>)

電子入札による再入札等について（ご注意）

平成 30 年 10 月 22 日以降に通知する電子入札による再入札等については下記のとおり「ぐんま電子入札共同システム運用基準」によるものとしますので、該当の場合にはご注意ください。

ぐんま電子入札共同システム運用基準（抜粋）

10-2 再度入札、再々度入札または不落随契について

落札となるべき金額を入札した者がいなかった場合には、参加団体の規定に基づき再度入札、再々度入札または不落随契（以下「再入札等」という。）を行うことができる。

再入札等の時間については、午前中に開札を行った案件については、当日の午後 4 時から 30 分の間、午後
に開札を行った案件については、翌日の午前 11 時 30 分から 30 分の間に実施することを基準として、発注担当者が案件毎に指示するものとする。

※やむを得ず、上記によらず余裕時間の短い再入札等を行う場合がありますが、その際には入札参加者に個別に連絡しますので対応ください。

ただし、上記時間によらない場合でも余裕時間が基準より超過する場合には連絡はいたしません。（例. 午後入札を翌日午後に再入札等を行う場合）

*なお、対象入札辞退者及び一抜け等より入札無効な者にも連絡等しません。

お問合せ先

〒377-0433 群馬県前橋市

上細井町 2142-1

（群馬県前橋合同庁舎 5 階）

群馬県前橋土木事務所 総務係

TEL:027-234-4224

FAX:027-236-7589